

雲南市基幹相談支援センターのご案内



～だれもが地域で安心して暮らせるまちをめざして～

基幹相談支援センターとは…

障がいのある方やその家族の方の最初の相談窓口として、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関です。障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい・難病など）や障がい者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な支援などの情報提供や助言を行います。

雲南市基幹相談支援センターの機能

1、総合的・専門的な相談支援

- ・雲南市総合相談窓口 ～ワンストップ機能～
- ・広域調整 ～どこへ相談したら…と思ったら～
- ・関係機関と連携 ～切れ目がないように～

雲南市の相談窓口の拠点として、障がいの種別に関係なく、総合的な相談支援を行います。障がいのある方や家族の方が抱えているお悩みなどをお聞きします。また、相談内容に合わせ適切な支援機関の紹介も致します。

2、地域の相談支援体制の強化

～チームうんなんの支援力アップ～

- ・相談支援事業所への専門的指導、助言
- ・研修会の企画
- ・人材育成の支援

雲南市内の相談支援専門員へ助言、訪問先へ同行、会議同席などを行っています。また定期的に研修会を開催し、地域全体の支援力向上を目指しています。また、地域の福祉や医療・教育・就労などの関係機関との連携を図ります。

3、権利擁護・虐待防止に関すること

- ・成年後見制度の普及啓発と利用支援
- ・障がい者虐待防止センターとの連携
～障がい者虐待防止に関する普及啓発やケース支援～
- ・ひきこもり支援
- ・若者就労支援フリースペースへの参画
- ・関係機関と連携～介護保険制度への移行～

障がいのある方やご家族から権利侵害（虐待など）に関するご相談や成年後見制度などの利用支援を行います。

4、地域移行・地域定着の促進の取り組み

- ・地域の体制整備のコーディネート
- ・地域移行・地域定着の普及啓発

入所施設や精神科病院から“地域で暮らしたい”という方々が地域で安心して暮らせるよう関係機関と連携して支援します。

5、総合支援協議会（地域部会）の運営

～在宅・移動支援の充実、権利擁護、地域生活支援拠点等の整備、災害対策～

協議会を通じて、住みやすいまちづくり、地域のネットワークづくりをすすめます。また、地域の様々な課題に関係機関の方と一緒に取り組みます。

どこへ相談したら…と思ったら
お気軽にご連絡ください♪

雲南市基幹相談支援センター（きすき相談支援センターおれんじ）

〒699-1323 雲南市木次町東日登 351-5 TEL：(0854) 47-7101 FAX：(0854) 47-7102

Mail：soudan@himawari-fukushi.jp 開所日：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時00分

スタッフ：松林、岡田、山本 *土、日、祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日は休業。